

国民健康保険

高齢受給者証の更新・限度額適用証などの申請について

現在お持ちの高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証の期限が7月31日で切れます。

高齢受給者証は70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者に交付しており、保険証と一緒に医療機関に提示してもらうものです。自己負担割合を判定し、8月1日から有効のものを7月末日までに郵送します。

7月31日までの限度額適用・標準負担額減額認定証を交付してある方には、申請のための案内の通知を7月上旬に郵送しています。案内通知が届いていない方や、今まで認定証をお持ちでなかった方で、入院の予定があり、高額療養費に該当すると思われる方は申請してください。なお、認定証の交付日は申請月の1日ですので、お気を付けください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

入院時の医療費の自己負担が高額になった時、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、交付された認定証を医療機関に提示すれば、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。高齢受給者証をお持ちの方で、低所得（同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税）の方のみ認定証が交付できます。ただし、保険税を滞納していると交付できません。



◆照会先 国保年金課保険係（☎ 23-6719 ☎ 23-7739）

年金受給者が死亡した場合は

必ず手続きを

国民年金を受けている方が死亡したときや、死亡した方に支払われるはずであった年金が残っているときは、最寄りの社会保険事務所や市町村の国民年金担当窓口に出がが必要です。

年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡するとなくなります。遺族の方などが「年金受給権者死亡届」を最寄りの社会保険事務所に速やかに提出してください。（戸籍の死亡届とは別に必要なものです。）

この届けが遅れ、年金を多く受け取り過ぎた場合、後で年金を返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

◎死亡した方が受け取れるはずであった年金が残っているとき

死亡した方に支払われるはずであった年金が残っているときは、死亡した方と死亡の当時、生計を同じくする直系血族および

兄弟姉妹が、これを請求し受け取ることができません。これを「未支給年金」といい、年金は死亡した月の分まで支払われます。

未支給年金は受けられる権利があっても、請求者本人からの請求がないと支給されません。

請求権の時効は5年で時効の中断はありません。国民年金のみの場合は市町村で、厚生年金がある場合は、国民年金分もあわせて社会保険事務所で、共済年金がある場合は各共済組合で、それぞれ手続きをすることになります。

ただし、関市では、国民年金がある場合は、厚生年金分も合わせて未支給年金の請求を受け付けていますので、ご相談ください。

◆照会先

国保年金課年金係

☎ 23-6724・☎ 23-6725

美濃加茂社会保険事務所

☎ 0574-28181